

令和5年度事業計画について

新型コロナウイルス感染症は変異株による感染力の増強等により、世界的にも国内においても感染者が増加しており、まん延防止等重点措置の発出、各都道府県における休業要請等は、国民生活とりわけ生衛業に多大な影響を及ぼしている。さらに、原油価格の高騰などにより国内経済は深刻な影響を受けている。

一方、東日本大震災から12年のなか、ハード面での整備は充実してきているが、コロナ禍で人の移動が制限されている状況で、ソフト面で復興の兆しは見えつつも、withコロナ、新しい生活様式が要求される時代の転換期に立たされている。

令和5年度は、かかる状況を考慮しつつ、時代の転換期に合わせられる県内の生活衛生関係営業者の経営の健全化を通じてその衛生水準の向上を図り、あわせて消費者及び利用者の利益の擁護に資するとともに、コロナ禍において苦悩する事業者を支援することなどを目的として、次の事業を実施する。

なお、公益財団法人としての事業の展開においては、関係法令や公益法人会計基準(平成20年改正)に則り、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つに会計区分する。

I 公益目的事業会計

1 生活衛生関係営業相談指導事業

(1) 相談室運営事業

経営指導員が指導センター内に開設する「相談室」に常駐し、融資等の相談に訪れる方に助言や指導を行うとともに、必要に応じ経営特別相談員や中小企業診断士と連携し、経営・税務・衛生等の相談にも対応する。

(2) 地区生活衛生営業相談指導事業

業者からの相談に対応するため、経営指導員や経営特別相談員が個別に営業施設を巡回して助言や指導を行う。また、保健所単位に相談所を開設し、講習会を開催するほか、個別又は懇談会形式による相談指導等を実施する。

(3) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

① 経営特別相談員は、経営の安定を図るための施設改善融資を受けようとする者に対して助言や指導を行う。

② 経営特別相談員研修会を開催し、生活衛生改善資金融資等の相談に必要な知識の習得を図る。

(4) 相談支援連絡協議会の開催

株式会社日本政策金融公庫関係者、11組合関係者及び指導センター職員が一堂に会し、貸付制度等に対する研修を行うとともに、意見交換を行い連携強化を図る。

2 情報化整備事業

全国センターと都道府県センターとの生衛業情報ネットワークシステムを活用し、経営相談・指導の充実を図る。また、生衛業に役立つ情報をホームページで提供する。

3 後継者育成支援事業

行政や学校とも連携し、生衛業者や生衛組合によるインターンシップの取組みを支援する。

生衛業者による協力店の業種の拡大を図るほか、ホームページを活用し学校へ適時の情報を提供する。

また、当該課題や事業方策を検討するため設置した後継者育成支援協議会を適時に開催する。

4 健康・福祉対策推進等事業

(1) 健康・福祉対策推進事業

地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図ることを目的とし、新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止策について検討し、感染症の発生に対応できる体制を整え、生衛業における衛生水準の向上を図るため、昨年度に引き続き衛生講習会を開催する。

(2) 生活衛生関係営業地域活性化連携事業

各生衛組合が、業種を超えて連携し、地域が抱える課題解決に向けて種々の事業を展開し、もってビジネスモデルの構築や地域の活性化に資するための国の補助事業である「地域活性化連携事業」について、他県の実施状況等の情報収集を行い生衛組合に提供する。

5 消費者等コールセンター事業

消費者から寄せられる苦情相談に対し、県・市町村の消費生活相談窓口と連携を図りながら、適切に対応するとともに、収集した苦情処理事例のうち代表的事例については、詳細調査を実施する。

また、学識経験者や消費者団体代表、消費生活相談員、生衛組合関係者等による意見交換会を開催し、苦情処理の在り方等について検討する。

6 全国センター受託事業

(1) 景気動向等調査事業

全国センターが、日本政策金融公庫の委託を受けて生衛業者の景気動向等を定期的に調査を行うもので、当センターは、全国センターから再委託を受けて調査する。

(2) 衛生水準の確保・向上事業

全国センターが、生衛業者による自主的な点検活動等の衛生活動の推進を図るため、国の補助を受け、昨年度に引き続き当該事業を展開する予定で、当センターは、全国センターからその実施委託を受けて、県及び仙台市や生衛組合等を構成として設置した衛生水準の確保・向上推進会議を円滑に運営するとともに、各種広報事業等を通じてその啓発普及を図る。

(3) 生活衛生関係営業生産性向上対応事業

生活衛生関係営業者がデジタル化推進事業

生活衛生関係営業者がデジタル化等により生産性の向上に向けた取組を確実に進めていけるよう地域相談員の育成のほか、営業者モデル事業実施店舗を選定し、ITコンサルタント等と経営課題の解決及び効果検証等を実施する。

7 宮城県受託事業

(1) 一般貸付推薦事務

生活衛生同業組合の未加入者が株式会社日本政策金融公庫に融資の申し込みを行う際に必要な「推薦書交付」事務を宮城県から受託して実施する。

(2) 経営特別相談員養成講座

生活衛生営業経営特別相談員を養成するため、必要に応じ宮城県から受託し講習会を実施する。

8 標準営業約款登録事業

理容業、美容業、クリーニング業、麺類飲食業等の関係する組合と連携し、登録促進と利用者・消費者への普及を図る。

9 クリーニング師研修等事業

行政機関等の支援を得ながら、クリーニング業法に基づく研修会等を開催する。

(1) クリーニング師研修（2回）

実施時期 7月から11月

実施場所 仙台市（1回）、大崎市（1回）

(2) クリーニング業務従事者講習（2回）

実施時期 7月から11月

実施場所 仙台市（1回）、大崎市（1回）

II 収益事業等会計

1 表彰事業

生活衛生同業組合や生活衛生関係営業の発展向上に貢献した功労者を表彰する式典を県と共催で開催する。

2 生活衛生関係営業振興対策事業

平成11年度に廃止された「特別地方消費税」の見返りに措置された地方交付税を財源に、平成12年度から、県単独の補助制度として開始された事業で、生活衛生関係営業の振興のため、消費者サービスの向上と需要開拓等を推進することを目的に、各生衛組合及び公衆浴場事業者が実施する各種の事業を支援する。

3 生活衛生同業組合加入の促進

全国生活衛生同業組合中央会や各生活衛生同業組合連合会等が、窮状打開のため生衛業界挙げて取り組んでいる組合組織強化運動とも緊密に連携し、窓口相談者や新規開設者等を対象に、組合加入の推奨を積極的に進める。

III 法人会計

関係法令や定款に則り、理事会及び評議員会を開催するなど、公益財団法人を適正に運営する。